

源泉所得税の改正のあらまし

平成 18 年 4 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
タックスアンサーホームページ <http://www.taxanswer.nta.go.jp>
- 源泉所得税の納付は電子納付で！！
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

- 1 平成 19 年分の所得税から定率減税が廃止されることとなりました。
また、平成 19 年分の所得税から税源移譲に伴って所得税の税率が見直されることとなりました。
これらの改正に関連して、源泉所得税関係について次の改正が行われました。
- ① 平成 19 年 1 月 1 日以後に支払うべき毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する「源泉徴収税額表」が改正されました。
 - ② 平成 19 年 1 月 1 日以後に支払うべき特定公的年金等に対する源泉徴収率が 5%に引き下げられました。

公的年金等の源泉徴収について(平成 19 年 1 月 1 日以後に支払うべきものから適用)

- (1) 居住者に対し国内において公的年金等の支払をする者は、その支払の際、所得税の源泉徴収をしなければならないこととされています。
 - (2) 所得税の税率の見直し及び定率減税の廃止に伴い、平成 19 年 1 月 1 日以後に支払うべき「特定公的年金等」について、源泉徴収税額の計算方法が次のように改正されました。
- (注) 「特定公的年金等」とは、公的年金等のうち、受給者が「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した公的年金の支払者から支払を受けるものをいいます。なお、特定公的年金等以外の公的年金等については改正されていません。

	改正後(平成 19 年 1 月 1 日から)	改正前(平成 18 年 12 月 31 日まで)
特 定 公 的 年 金 等	源泉徴収税額 = (公的年金等の支払金額 - 控除額 ^(※)) × <u>5%</u>	イ 定率減税前の源泉徴収税額 = (公的年金等の支払金額 - 控除額 ^(※)) × <u>10%</u> ロ 年金定率控除額 = イ × 10% ([10,450 円 × 「その支給金額の計算の基礎となった期間の月数」] を限度とします。) ハ 源泉徴収税額 = イ - ロ

(※) 控除額 = (基礎的控除額 + 人的控除額) × 月数(その支給金額の計算の基礎となった期間の月数)

(参考)

○ 定率減税の廃止

- (1) 「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」により、平成 11 年分以後の所得税については定率減税が実施されており、平成 18 年分の所得税額は、定率控除前の所得税額から定率控除額(定率控除前の所得税額の 10%相当額で、12 万 5 千円を限度とします。)を控除して求めることとされています。
また、毎月(日)の給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収税額表や公的年金等に対する源泉徴収税額の計算方法も定率減税を織り込んだものとなっており、定率減税の縮減に伴い、平成 18 年 1 月から源泉徴収税額表等が変更となっています。
- (2) 今回の改正により、定率減税は平成 18 年分をもって廃止されることとなりました。

○ 税源移譲

いわゆる三位一体の改革^(注)の一環としての所得税から個人住民税(国から地方)への税源移譲を実施するため、所得税の税率構造が 5%~40% の 6 段階に改められることとなりました。

(注) 「三位一体の改革」とは、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを一体的に行う改革をいいます。